

規制の整合化等に向けた検討について

平成27年6月29日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

1. 既存規制の見直し（規制・制度間の整合化等）について

ガス事業法や液化石油ガス法などは、同じガス体エネルギーに係る法律であり、想定する事業形態の中には一定の類似性を有しているものも存在する。しかしながら、保安確保に関する制度体系が根本的に異なることから、技術基準や保安業務等の保安規制の面において様々な相違点が存在する。

しかしながら、ボンベやバルク貯槽といったガス工作物、瞬間湯沸器といった消費機器等の中には、適用法令に関係なく同一仕様の設備・機器が、そのまま使用されている例が少なからずある。

そのため、技術基準等の保安規制のうち、技術的に同じ評価が可能なものに関しては、可能な限り整合化を図ることが重要である。各法規間の整合化を図るためには、運用実態上の課題等について把握しておく必要がある。

以上の観点から、法律の改正に及ばない範囲（規則、告示等）で制度を見直すことを前提に、以下の①～③の方法により、規制・制度間の整合化に取り組むこととする。

① 保安規制の比較検討調査

液化石油ガス法をベースにガス事業法及び高圧ガス保安法の分野において、類似性を有する規制事項を抽出・整理し、整合化の可能性等について調査を行うとともに、整合化等を行うことにより生じる課題等について取りまとめる。

② 運用実態の詳細調査等

上記①の比較検討調査により整合化等を図ることが望ましいとされた規制事項については、より詳細な運用実態を把握するため、ガス事業者等を対象に、ヒアリングを行う。さらに、必要に応じ、従来の運用において蓄積された保安技術データの収集及び分析・解析を行うなど、整合化等によって安全性が確保されるかについて詳細な検証を行う。

③ 調査結果を踏まえ、規定整合化に向けた取りまとめ

上記①及び②に掲げる調査結果を踏まえ、整合化等を行うことが望ましいとされた規制事項については、安全性の確保を前提として、整合化等に向けた取りまとめを行う。

2. 保安規制の比較検討調査の実施状況

今回、1. ①のステップとして、保安規制の比較検討調査を開始。具体的には、ガス事業法・液化石油ガス法の分野において、類似性を有する規制事項として、現時点では以下について抽出・整理を行った。

（1）液化石油ガス法、ガス事業法に基づく調査

①制度の概要

ガス事業法においては、ガス事業者に対して、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に

関するガスの使用者への周知義務や、内管の漏えい検査義務、消費機器に関する技術基準適合性の調査義務等が課せられている。

また、液化石油ガス法においても、販売事業者に対して、液化石油ガスによる災害の発生防止に関する一般消費者等への周知義務や、供給設備・消費設備に関する技術基準適合性の点検・調査義務等が課せられている。

②今後の方向性

上記の周知・調査等について、以下の点に関して整合化等を図る方向で検討を行う。

<周知・調査等の頻度>

ガス事業法における周知頻度は「3年度ごとに1回以上」、消費機器・内管の調査・検査は原則「40月に1回以上」の頻度で行うこととなっている。

他方、液化石油ガス法における一般消費者等への周知は、「2年に1回以上」、供給設備・消費設備の点検・調査は原則「4年に1回以上」の頻度で行うこととされている。

そのため、周知の対象及び内容等が実質的に同一であり、調査等の対象及び内容等で同じ部分が存在するにもかかわらず、その頻度に関し両規制の間で差異が存在している。

【見直し案】

消費機器・内管の調査・検査等で「4年に1回以上」、「40ヶ月に1回以上」とされている頻度については、液化石油ガス法の「4年に1回以上」であっても、保安上の支障は特段生じていないと考えられるため、ガス事業法においても、頻度を「4年に1回以上」に整合化してはどうか。

また、液化石油ガス法では、調査・検査を行う4年間の半期、すなわち2年ごとに、周知を実施させることで、保安の確保に万全を期すこととしている。そのため、ガス事業法においても、調査・検査の頻度を「4年に1回以上」に整合化する場合には、周知頻度に関しても「2年に1回以上」に整合化してはどうか。

なお、液化石油ガス法では周知・調査に関して、定められた期間である4年内に確実に終了しなければならず、事業者は日程を前倒して周知・調査等を行っている実態がある。他方、ガス事業法においては、調査・検査の頻度を「40ヶ月に1回以上」としているため、実質的に3年単位で前倒しせず行うことが可能となっている。そのため、周知・調査等の頻度を整合化する場合においても、例えば前3月、後1月を超えない時期に行っても「満期日」に行ったものと扱って差し支えない運用を行うなど、周知・調査等の日程前倒しとならないよう措置を講じてはどうか。

(2) その他の比較検討の調査対象

保安距離に関する規制など、液化石油ガス法・ガス事業法等で類似性を有する規制事項について抽出・整理を行い、整合化等の検討を進める。

3. 今後のスケジュール

今回抽出・整理された整合化等の検討対象事項について、より詳細な運用実態を把握するため、本年夏頃からガス事業者等に対するアンケートやヒアリングを開始する。さらに、

必要に応じて、従来の運用において蓄積された保安技術データの収集及び分析・解析を行うなど、整合化等によって安全性が確保されるかについて詳細な検証を行う。また、それ以外の規制事項についても、整合化等を図るべきものに関して抽出・整理を行うとともに、アンケート・ヒアリング等を通じて必要な検証を実施していく。

その上で、平成27年度内を目標に、安全性の確保を前提として、ガス事業法と液化石油ガス法等他法令の保安規制に関し、整合化等に向けた取りまとめを行う。

規制の整合化等に向けた検討について

平成27年6月19日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

1. 既存規制の見直し(規制・制度間の整合化等)について

液化石油ガス法に基づく液化石油ガス販売事業は、ガス事業法における簡易ガス事業など一定の類似性を有しているものもあるが、保安確保に関する制度体系が根本的に異なることから、技術基準や保安業務等の保安規制の面において様々な相違点が存在する。

しかしながら、LPガス供給設備・消費設備やバルク供給に使用する充填設備など、高圧ガス保安法を含め適用法令に関係なく同一仕様の設備・機器が、そのまま使用されている例が少なからずある。

そのため、技術基準等の保安規制のうち、技術的に同じ評価が可能なものに関しては、可能な限り整合化を図ることが重要である。各法規間の整合化を図るためには、運用実態上の課題等について把握しておく必要がある。

以上の観点から、法律の改正に及ばない範囲(規則、告示等)で制度を見直すことを前提に、以下の①～③の方法により、規制・制度間の整合化に取り組むこととする。

① 保安規制の比較検討調査

ガス事業法及び高圧ガス保安法の分野において、液化石油ガス法と類似性を有する規制事項を抽出・整理し、整合化の可能性等について調査を行うとともに、整合化等を行うことにより生じる課題等について取りまとめる。

② 運用実態の詳細調査等

上記①の比較検討調査により整合化等を図ることが望ましいとされた規制事項については、より詳細な運用実態を把握するため、販売事業者等を対象に、ヒアリングを行う。さらに、必要に応じ、従来の運用において蓄積された保安技術データの収集及び分析・解析を行うなど、整合化等によって安全性が確保されるかについて詳細な検証を行う。

③ 調査結果を踏まえ、規定整合化に向けた取りまとめ

上記①及び②に掲げる調査結果を踏まえ、整合化等を行うことが望ましいとされた規制事項については、安全性の確保を前提として、整合化等に向けた取りまとめを行う。

2. 保安規制の比較検討調査の実施状況

今回、1. ①のステップとして、保安規制の比較検討調査を開始。具体的には、ガス事業法・高圧ガス保安法の分野において、液化石油ガス法と類似性を有する規制事項として、現時点では以下について抽出・整理を行った。

(1) 液化石油ガス法、ガス事業法に基づく調査

①制度の概要

液化石油ガス法においては、販売事業者に対して、供給設備・消費設備に関する技術基準適合性の点検・調査義務等が課せられている。

また、ガス事業法においても、ガス事業者に対して、内管の漏えい検査義務、消費機

器に関する技術基準適合性の調査義務等が課せられている^(※)。

(※) 液化石油ガス法・ガス事業法における調査・周知等の相違点については<参考>を参照。

②今後の方向性

上記の調査等について、以下の点に関して整合化等を図る方向で検討を行う。

<調査等における需要家不在時の対応>

ガス事業法における消費機器調査では、ガス事業者は、需要家不在により調査を行うことができなかった場合、再度調査を行うこととしている。調査のために3回以上訪問したが、不在により実施できなかった場合には、「不在需要家」としてその数を調査結果年報に記載して報告し、需要家による「調査拒否」と同様の取り扱いをすることとしている。

他方、液化石油ガス法における消費設備調査等では、一般消費者等の不在時における販売事業者（保安機関）の対応について、何ら規定していない。そのため、販売事業者（保安機関）は調査が可能となるまで訪問し続けなければならない実態があり、調査対象及び調査内容等が実質的に同一であるにもかかわらず、両規制で差異が存在している。

【見直し案】

ガス事業法において、需要家不在時の処理により保安上の問題が生じていないと考えられる。そのため、液化石油ガス法における調査等についても、調査等のために3回以上訪問したが不在により実施できなかった場合には、「不在需要家」としてその数を保安業務実施報告に記載させることとし、ガス事業法と同等に、一般消費者等による「調査等拒否」として取り扱うこととしてはどうか。

また、訪問に当たっては、液化石油ガス販売事業者（保安機関）に対し、不在時の訪問を極力避けるように訪問日、訪問時間帯の工夫を求めるとともに、訪問した際の記録を残すように周知してはどうか。

(2) その他の比較検討の調査対象

保安距離に関する規制など、液化石油ガス法・ガス事業法等で類似性を有する規制事項について抽出・整理を行い、整合化等の検討を進める。

なお、消費機器調査等の頻度については、まずはガス安全小委員会において議論を行う。

3. 今後のスケジュール

今回抽出・整理された整合化等の検討対象事項について、より詳細な運用実態を把握するため、本年夏頃から販売事業者に対するアンケートやヒアリングを開始する。さらに、必要に応じて、従来の運用において蓄積された保安技術データの収集及び分析・解析を行うなど、整合化等によって安全性が確保されるかについて詳細な検証を行う。また、それ以外の規制事項についても、整合化等を図るべきものに関して抽出・整理を行うとともに、アンケート・ヒアリング等を通じて必要な検証を実施していく。

その上で、平成27年度内を目標に、安全性の確保を前提として、液化石油ガス法とガス事業法等他法令の保安規制に関し、整合化等に向けた取りまとめを行う。

<参考>周知・調査における相違点について

①調査に置ける不在時対応

		液化石油ガス法	ガス事業法
調査	対象	消費設備	消費機器
	不在時処理	・不在時対応の規定なし→調査出来るまで実施 ・不在者数を行政に報告する様式となっていない。	・3回以上不在の場合は、調査拒否として取り扱う ・不在者数を行政に報告

②周知・調査の頻度

		液化石油ガス法		ガス事業法				
周知	対象	一般消費者等		ガス使用者				
	頻度	2年に1回以上	1年に1回以上	3年度毎に1回以上		毎年度に1回以上		
	方法	周知内容を記載した書面を配布		周知内容を記載した書面を配布				
調査	対象	消費設備 (右に掲げるものを除く。)	消費設備(地下街等に係る配管及び白ガス管等の埋設管等)	消費機器		内管(漏えい検査)		
	頻度	4年に1回以上	1年に1回以上	40月に1回以上		40月に1回以上	76月に1回以上	12月に1回以上